

神奈川県GAP（農業生産工程管理）導入推進方針

環境農政局農政部農業振興課

1 背景

神奈川県（以下「県」という。）では、生産段階における県内産農産物の安全の確保や農業生産による環境への負荷低減などを図るため、「神奈川県GAP手法（農業生産工程管理手法）導入推進方針」（平成21年4月策定）を定め、関係機関との連携により、県内の主要な産地等にGAP手法の導入を普及・啓発し、指導者の育成やGAP手法の実践を支援したことにより、主要な産地等にGAP手法が導入されてきた。

一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準では、JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P.などの第三者認証GAPの取得が求められており、流通及び小売事業者等が、GAP認証を取得した農場から供給される農産物を調達する動きが拡大している。

県では、「かながわ農業活性化指針」（平成29年3月）において、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」をめざし、食の安全・安心を確保するために、GAP等第三者認証の取得支援等を実施することとした。

2 方針

「GAP」とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組であり、農業者の経営改善上も必要であることから、本県におけるGAPの取組が生産現場に広く浸透するよう、関係団体、行政等が連携して支援し、GAPの導入と定着及び高度化を図ることとする。

（1）産地GAPの導入及び実践支援について

県は、県内の主要な産地やその他GAPを導入しているグループ（以下「県内の主要な産地等」という。）に対し、PDCAサイクルにより取組内容の高度化を支援し、GAPを導入していない生産組織や直売組織等に対しては、GAPの導入を支援する。

GAPチェックシートについては、「神奈川県GAPチェックシート」（平成29年12月策定）を推奨し、産地の状況や個々の経営に応じた点検評価方法を指導及び支援して、自己点検または内部点検により経営改善する取組とする。

（2）第三者認証GAPについて

県は、第三者認証GAPの取得支援のため、第三者認証GAPの実施に係る指導等ができる者（以下「GAP指導員」という。）の育成及び充実に図り、関係機関と連携してGAP指導体制を構築する。

3 取組内容

(1) G A Pの導入促進

神奈川県環境農政局農政部農業振興課（以下「農業振興課」という。）は、G A P推進の総括として、農業革新支援センターと調整し、推進会議や研修会を開催するとともに、神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部及び県内各農業協同組合（以下「J Aグループ」という。）と連携し、G A Pの導入を促進する。また、G A P指導員の育成に必要な研修会の開催、研修への派遣等を行う。

横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課及び各地域県政総合センター農政部地域農政推進課（以下「地域農政推進課」という。）は、地域のG A P推進に取り組むため、農業技術センター普及指導部及び各地区事務所（以下「農業技術センター普及部所」という。）、各農業協同組合及び市町村と連携して、G A Pを導入していない生産組織や直売組織等に対してG A Pの導入を促進する。

(2) G A Pの実践支援

各地域では、県内の主要な産地等に対し、G A Pの定着と取組内容の高度化に向けた実践的な支援を行う。

地域農政推進課は、各農業協同組合や市町村と連携し、国の交付金を活用し、管内の主要な産地等におけるG A Pの実践を支援するとともに、その取組状況を把握する。

農業技術センター普及部所は、産地等に対しG A Pの実践について技術的な支援を行う。また、農業革新支援センターの革新支援専門員は、必要に応じて、普及指導員に助言及び支援を行う。

かながわ農業アカデミー及び農業に関する学科のある高等学校（以下「農業高校等」という。）は、次世代の農業を担う人材を育成するため、授業カリキュラムにG A Pの実施に関する教育を位置付け、第三者認証G A Pの取得を目指し、実践的な教育を行う。

J Aグループは、県関係機関及び市町村と連携し、県内の主要な産地等におけるG A P実践に取り組み、営農指導員のG A P指導員としての資質向上に努める。

(3) 消費者等との相互理解の促進

県、J Aグループ及び市町村は、各種会議、ホームページ等を利用して、G A PをP Rし、農業者と消費者、実需者及び流通関係者相互の理解を促進するよう努める。

表1 県関係機関の取組内容

農業振興課	地域農政推進課	農業技術センター		かながわ農業アカデミー・農業高校等
		農業革新支援C	普及指導部・各地区事務所	
GAP推進の総括	地域のGAP推進	GAP推進の技術的支援		GAPの授業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議及び研修会の開催 ・第三者認証GAPの導入支援 ・県内消費者等へのPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPの実践支援 ・GAP導入の啓発 ・地域のGAP推進状況の把握 ・補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員への助言及び支援 ・研修会の開催 ・GAP指導員の育成及び充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地GAPの定着及び高度化を支援 ・第三者認証GAPの取得支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムにGAPを位置付ける ・第三者認証GAPの取得

表2 各関係機関の取組内容

市町村	J Aグループ
市町村内のGAP推進支援	管内のGAP実践
<ul style="list-style-type: none"> ・推進状況の把握 ・GAPの実践支援 ・GAP導入の啓発 ・市町村管内でのPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況の把握 ・産地GAPの定着及び高度化 ・GAP指導員の育成 ・第三者認証GAPの取得支援 ・生産者及び消費者の理解醸成

附 則

この推進方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この推進方針は、令和元年7月24日から施行する。